

令和7年（2025年）4月1日から 大阪狭山市立地適正化計画に基づく届出制度が始まります！

本市では、令和4年（2022年）3月に「大阪狭山市魅力ある都市空間ビジョン～都市計画マスタープラン～」を改定し、めざすべきまちづくりの方向性を示しています。

近年、近畿大学医学部及び近畿大学病院移転への対応や今後の人口減少や少子高齢化の進行等を見据えた公共施設の再編や学校園のあり方等の検討が進められていることから、これらの状況の変化を踏まえ、都市計画マスタープランに示される市の将来像実現に向け「立地適正化計画」を策定し、令和7年（2025年）4月に公表しました。これに基づき、令和7年（2025年）4月1日から都市再生特別措置法に基づく届出制度が始まりますので、お知らせいたします。

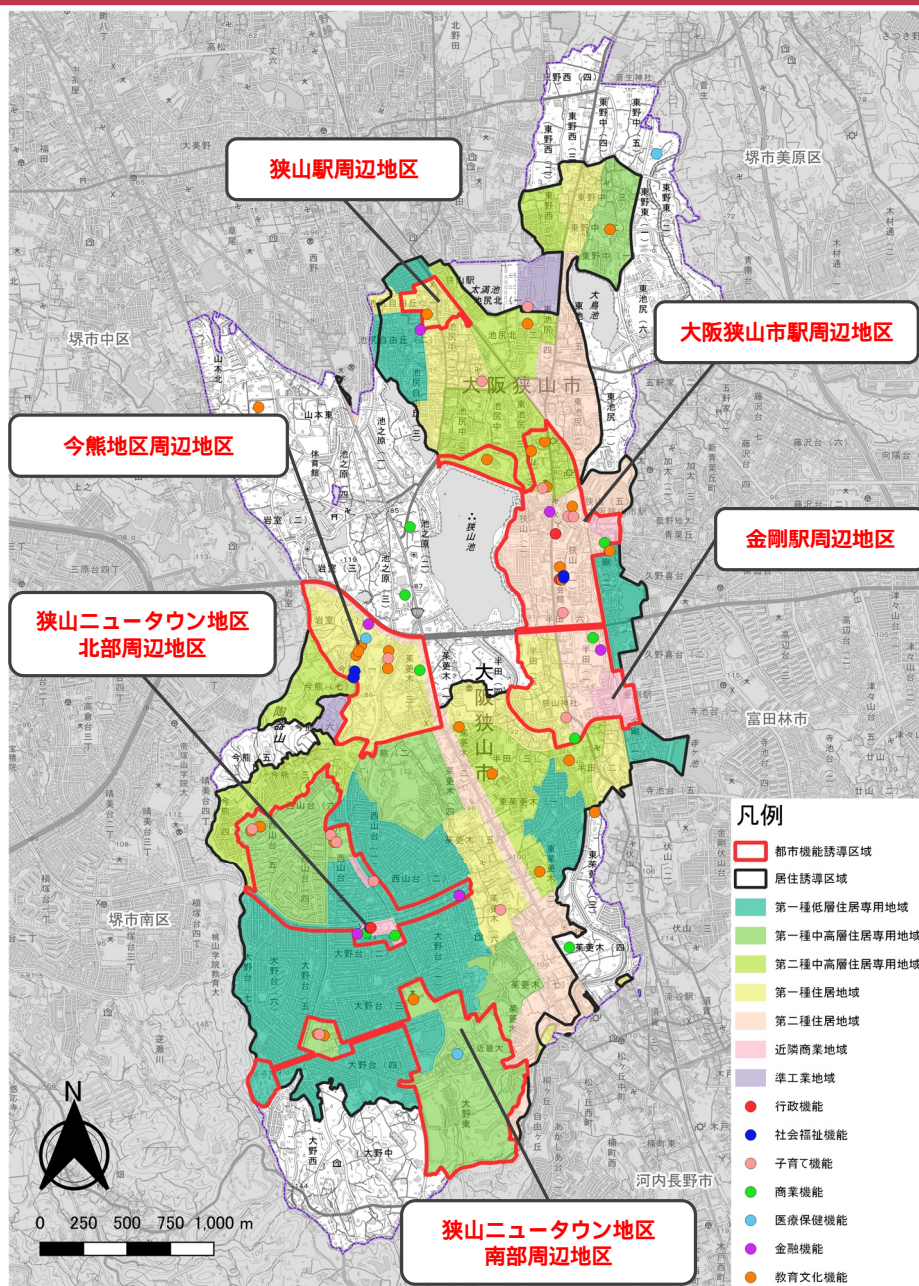
以下の行為を行う場合は、行為（工事）に着手する **30 日前まで** に本市に届け出が必要です。

届出対象 1 **居住誘導区域外**での一定規模以上の住宅の開発・建築等行為

届出対象 2 **都市機能誘導区域外**での誘導施設の開発・建築等行為

届出対象 3 **都市機能誘導区域内**での誘導施設の休止または廃止

対象区域（居住誘導区域・都市機能誘導区域）



■ 届出の対象となる機能（誘導施設）

誘導する機能（施設）	金剛駅周辺	大阪狭山市駅周辺	狭山駅周辺	今熊地区周辺	狭山ニュータウン地区北部周辺	狭山ニュータウン地区南部周辺
行政		●			●	
社会福祉		●		●	●	
子育て	●	●		●	●	●
商業	●	●		●	●	
医療保健				●		●
金融	●	●	●	●	●	
教育文化		●	●	●	●	●

●：誘導する機能（施設）に設定

各誘導する機能（施設）の詳細や法令等に基づく定義については、「都市再生特別措置法に基づく届け出制度の手引き」及び「大阪狭山市立地適正化計画」を確認ください。

大阪狭山市立地適正化計画 HP



届出制度 HP



土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、生産緑地地区については、図示しておりませんが、居住誘導区域から除外します。

【お問い合わせ】 大阪狭山市 まちづくり推進部 都市政策グループ

〒589 8501 大阪狭山市狭山1丁目 2384 番地の1 TEL：072 366 0011（代表）

届出の対象となる行為・提出書類

届出対象 1

居住誘導区域外での一定規模以上の住宅の開発・建築等行為

行為の種類	届出の対象となる行為	提出書類（1部）
開発行為	3戸以上の住宅の建築を目的とした開発行為 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とした開発行為で、その規模が1,000 m²以上のもの	✓ 届出書（様式第1） ✓ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図） ✓ 設計図 ✓ その他参考となる事項を記載した図面
建築等行為	3戸以上の住宅を新築しようとする場合 - 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	✓ 届出書（様式第2） ✓ 敷地内における建築物の位置を表示する図面（建物配置図） ✓ 2面以上の立面図 ✓ 各階平面図 ✓ その他参考となる図面

届出対象 2

都市機能誘導区域外での誘導施設の開発・建築等行為

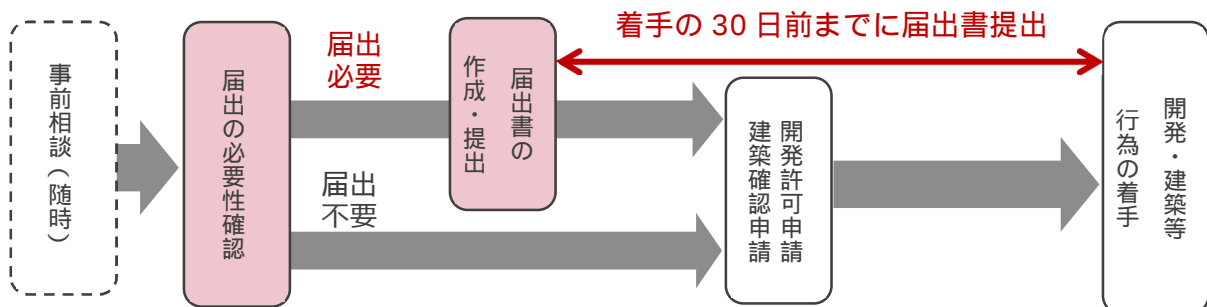
行為の種類	届出の対象となる行為	提出書類（1部）
開発行為	法に基づく誘導施設を有する建築物の建築を目的とした開発行為を行うおうとする場合	✓ 届出書（様式第3） ✓ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図） ✓ 設計図 ✓ その他参考となる事項を記載した図面
建築等行為	- 法に基づく誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 - もしくは建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して法に基づく誘導施設を有する建築物とする場合	✓ 届出書（様式第4） ✓ 敷地内における建築物の位置を表示する図面（建物配置図） ✓ 2面以上の立面図 ✓ 各階平面図 ✓ その他参考となる図面

届出対象 3

都市機能誘導区域内での誘導施設の休止または廃止

行為の種類	届出の対象となる行為	提出書類（1部）
休止・廃止	都市機能誘導区域内において法に基づく誘導施設を休止または廃止しようとする場合	✓ 届出書（様式第5）

届出の流れ



【届出時期について】法的には工事着手等の30日前までに届出すればよいものですが、制度の趣旨をご理解いただき、できるだけ開発許可申請や建築確認申請に先立って届出をしていただくようお願いします。